

人づくり一本木基金 奨学援助事業
令和7年度 奨学生 募集要項

□ 趣旨

この事業は、工芸美術及びものづくり等の分野において、将来の活躍が期待される道内在住又は道内出身者を対象に、心身ともに健全で、学業に精励し修学の見込みはあるが、経済的理由などにより修学が困難な者に奨学金を支給し、その修学を援助することを目的とします。

□ 対象者

工芸美術及びものづくり等の分野で修学する道内在住又は道内出身者

「工芸美術及びものづくり等の分野」の例示	
○	道内における地域の産業・社会を支える、ものづくりや技能 地域密着型の工芸、鋳造、デザイン、建築 等
○	道内における文化芸術活動を支える、ものづくりや技能 楽器製作やメンテナンス、舞台美術や大・小道具製作、保存・修復の技能 等
○	消費社会に溢れるものとは異なる、ものづくりや技能 修理（リペア）技能、再加工技能、手づくりやハンドメイド技能 等
○	各業種を支える、ものづくりや技能 技能士資格のある職種（鋳造、家具製作、建具製作、陶磁器製造） 等

□ 応募資格

上記対象者のうち、次の学校教育法及び他の法令等に規定する（１）～（３）のいずれかに該当し、かつ（４）及び（５）の基準を満たす者としてします。

- （１） 短期大学、大学及び大学院に入学（予定）、又は在学する者
- （２） 専修学校（専門課程）に入学（予定）、又は在学する者
- （３） 職業能力開発大学校、高等技術専門学院等の公共職業能力開発施設に入学（予定）、又は在学する者
- （４） 学業基準
 - ・ 新入学生：出願時までの高等学校での成績を基準とし、評定平均値が５段階評価で３.０以上の者
 - ・ 在 学 生：前年度までの標準修得単位を修得済みであり、かつ前年度までの通算GPA値が２.８以上の者（在學生で１年次生は、高等学校での評定平均値とします。）
- （５） 経済的基準
日本学生支援機構第一種奨学金基準を目安とし、準用します。

□ 募集人数

若干名

□ 給付期間

在学する大学等の正規の最短修学年限とします。

- ・ 専門・応用課程等に区切られている場合は、通算年限とします。
- ・ 在学生の場合は、卒業までの最短修学年限とします。

□ 給付額（返済の必要のない給付方式の奨学金です。）

- (1) 普通奨学金：年額250,000円（年2回、5月と10月に分けて支給します。）
- (2) 入学奨学金： 150,000円（新入学生のみ支給します。）

□ 応募方法

財団ホームページ (https://haf.jp/ippongi/fund_student.html) から、〔様式1〕と〔様式2〕をダウンロードのうえ、その他の提出書類とともに送付又は持参してください。

※様式がダウンロードできない場合、ご連絡ください。

(1) 提出書類

※推薦書(様式2)の記載は指導教員の決まっていない学生は課程長に、決まっている学生は指導教員に直接依頼すること(学校名、所在地、学校長名は空白にしておくこと)。

- ・ 奨学生願書〔様式1〕
- ・ 在籍校における学校長名の推薦書又は担当教員や師事者等からの推薦書（紹介状）〔様式2〕
- ・ 自己PRシート（A4縦型、横書き、1,200字程度、氏名を記載）
記載内容の例：「応募の動機」、「将来の夢、目標」、「これまでに力を注いできたこと」等
- ・ 課題作文（A4縦型、横書き、800字程度、氏名を記載）
作文テーマ：「ものづくりに思うこと」
- ・ 在籍校又は出身校における成績を証明する書類（評定平均値又は通算GPA値が確認出来るもの）
- ・ 生計維持者の収入、所得状況を把握できる書類
（直近の源泉徴収票、確定申告書、各種年金通知書、市区町村長が発行する所得証明書の写し等）
- ・ 住民票（本人分のみ。本籍及び戸籍筆頭者が記載されているもの。個人番号の記載は不要。）
- ・ 新入学生の場合は、入学希望校からの合格通知の写し（提出時まで受け取っている場合）

(2) 提出方法

送付又は持参（電子メールによる提出は受け付けていません。）

(3) 提出期限 **学内提出期限:11月15日(金)17:00 学生支援・社会連携課経済支援係**

令和6年12月6日（金曜日） ※当日消印有効

(4) 提出先

公益財団法人北海道文化財団 人づくり一本木基金 担当 宛
〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11 大五ビル3F

記入された推薦書を含む応募書類一式（推薦書以外はコピー）を学生支援・社会連携課経済支援係に学内期限までに提出すること。
直接応募ですが、推薦書に学長印が必要のため、一旦学内で申請書類を提出していただきます。確認後、推薦書に学長印を押印して返却するので、学生自身が直接財団に応募書類を提出してください。

□ 応募時の留意事項

- (1) 他の奨学金制度との併用は可能とします。
- (2) 提出書類は返却しません。
- (3) 内容確認のため、担当者から連絡することがありますので、必ず提出書類の写しを保管願います。

□ 選考方法

財団内に設けた運営委員会において、提出された書類により選考します。
(合格者に対し、必要に応じて面接選考を行う場合があります。)

□ 選考結果等の通知

(1) 内定通知(又は不採用通知)

令和7年2月上旬にメールで通知します。

(2) 採用通知

令和7年3月下旬にメールで通知します。

□ 各通知後の提出書類

(1) 新入学生の場合

- ・ 内定通知後：入学希望校からの合格通知の写し(出願時に提出済みの場合は不要)
※ 入学希望校に合格しなかった場合、内定は取消となります。
- ・ 採用通知後：入学した学校の在学証明書及び誓約書(誓約書の様式は財団から送付します。)

(2) 在学生の場

- ・ 採用通知後：進級後の在学校の在学証明書及び誓約書(誓約書の様式は財団から送付します。)
※ 進級できなかった場合、採用は取消となります。

□ 採用後の留意事項

- (1) 財団が開催する奨学生交流会や「ものづくり」をテーマとしたセミナー等に参加することとします。
(必要な交通費は支給します。)
- (2) 修学に関する報告を求める場合があります。
- (3) 奨学生の給付内容、在籍校、専攻は財団ホームページ等において公表します。
- (4) 個人情報については、財団情報公開要綱に基づき適切に取扱います。
- (5) その他、事業の詳細等は、奨学金支給要綱及び同取扱要領を参照してください。

○お問い合わせ

公益財団法人北海道文化財団 人づくり一本木基金 担当 服部 市川
〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11 大五ビル3F
TEL011-272-0501 FAX011-272-0400
https://haf.jp/ippongi/fund_student.html
問い合わせフォームメール：<https://haf.jp/ippongi/inquiry.php>

【学内問い合わせ】

京都工芸繊維大学 学生支援・社会連携課経済支援係
075-724-7143(平日8:30-17:00) shogaku@jim.kit.ac.jp

(参考) 日本学生支援機構第一種奨学金家計基準の目安

日本学生支援機構奨学金の家計基準は、生計維持者（原則父母）の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）から特別控除額等を差し引いた金額が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であることです。

下表は、3人世帯及び4人世帯の年間の収入・所得の上限の目安です。金額はあくまで目安ですが、ご参考ください。

※その他の世帯人数の年収・所得の上限額の目安は機構ホームページをご参照ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kakei/zaigaku/daigaku.html

A. 生計維持者が給与所得の場合

通学形態	世帯人数	年間の給与収入額（単位：万円）
自宅通学生	3人	662
	4人	742
自宅外通学生	3人	729
	4人	800

B. 生計維持者が給与所得以外の場合

通学形態	世帯人数	年間の所得金額（単位：万円）
自宅通学生	3人	289
	4人	345
自宅外通学生	3人	336
	4人	392